

## 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会の設置について

平成19年9月7日

### 1. 設置の趣旨

社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等による子どもの抱える背景の多様化・複雑化を踏まえ、児童の社会的養護の拡充に向けた具体的施策を検討するため、社会保障審議会児童部会に「社会的養護専門委員会」を設置する。

### 2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は別紙参照のこと。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会の庶務は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課において処理する。

### 3. 主な検討課題

- (1) 子どもの状態に応じた支援体制の見直しについて
- (2) 社会的養護に関する関係機関等の役割分担と機能強化及び地域ネットワークの確立について
- (3) 自立援助ホームの見直し等自立支援策の拡充について
- (4) 人材確保のための仕組みの拡充について
- (5) 措置された子どもの権利擁護の強化とケアの質の確保のための方策について
- (6) 社会的養護体制の計画的な整備について
- (7) その他

## 社会的養護専門委員会専門委員名簿

委員名	所 属
相澤 仁	全国児童自立支援施設協議会顧問 国立武蔵野学院 施設長
今田 義夫	全国乳児福祉協議会制度対策研究委員会委員長 日本赤十字社医療センター附属乳児院 施設長
大塩 孝江	全国母子生活支援施設協議会副会長 倉明園 施設長
大島 祥市	全国自立援助ホーム連絡協議会監事 ベアーズホーム 施設長
奥山 眞紀子	国立成育医療センターこころの診療部長
柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授
木ノ内 博道	全国里親会理事 前千葉県里親会会長
榊原 智子	読売新聞東京本社生活情報部記者
庄司 順一	青山学院大学文学部教授
松風 勝代	大阪府健康福祉部児童家庭室家庭支援課長
高田 治	全国情緒障害児短期治療施設協議会幹事 横浜いずみ学園 施設長
豊岡 敬	東京都福祉保健局参事 足立児童相談所長
西澤 哲	山梨県立大学人間福祉学部教授
藤井 美憲	全国児童家庭支援センター協議会副会長 愛泉こども家庭センター 施設長
藤野 興一	全国児童養護施設協議会副会長 鳥取こども学園 施設長
山縣 文治	大阪市立大学生活科学部人間福祉学科教授
吉田 恒雄	駿河台大学法学部教授

(敬称略、五十音順)

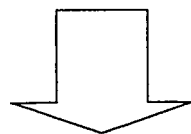
## 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会の検討スケジュール

- 第1回（9月7日）
  - ・ 委員長の選任
  - ・ 今後の進め方について
  - ・ 今後の目指すべき社会的養護体制に関する構想検討会  
中間とりまとめの概要について
  - ・ 児童養護の当事者参加推進団体より意見聴取
  - ・ 検討項目に関する議論
  
- 第2回（9月25日）
  - ・ 検討項目に関する議論
  
- 第3回（10月中旬～下旬）
  - ・ とりまとめ案の提示・議論
  
- 第4回（11月上旬～中旬）
  - ・ とりまとめ
  
- 12月上旬～中旬 児童部会へ報告

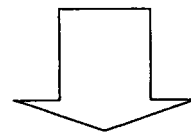
今後目指すべき社会的養護体制に関する  
構想検討会 中間取りまとめ

## 検討の経緯

○ 「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する検討会」を2月に設置し、検討を開始。



○ 現在の社会的養護の課題を整理し、今後目指すべき社会的養護体制のあり方とそれを実現するための具体的方策について検討。



○ 2月より9回開催し、5月18日に中間とりまとめ。

今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会委員名簿

委員名	所 属
奥山 眞紀子	国立成育医療センターこころの診療部長
◎ 柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授
榊原 智子	読売新聞東京本社生活情報部記者
庄司 順一	青山学院大学文学部教授
松風 勝代	大阪府健康福祉部児童家庭室家庭支援課長
西澤 哲	山梨県立大学人間福祉学部教授
山縣 文治	大阪市立大学生活科学部人間福祉学科教授
吉田 恒雄	駿河台大学法学部教授

◎座長

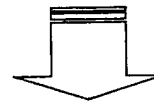
(敬称略、五十音順)

## 検討の必要性

- 近年、社会構造やライフスタイルの変化等により、子どもを取り巻く状況が大きく変化している。
  - ・社会的養護を必要とする子どもの増加
  - ・虐待等、子どもの抱える背景の多様化・複雑化



- 現行の社会的養護に関する体制は、こういった状況の変化に十分対応できる質・量を備えているとは言い難い。



- 社会的養護に関する体制の抜本的な見直しと本格的な社会的資源の投入が求められている。

## 基本的な考え方

社会的養護が子どもに対して提供すべき支援を整理すると、以下の二つの機能となる。

### ①子どもの育ちを保障するための養育機能

- ・基本的にはどの子どもも必ず必要とする生活支援・自立支援の機能であり、すべての子どもに保障されるべきもの。
- ・家庭的な養育環境の中で、年齢に応じて子どもの自己決定権を尊重しつつ提供することが必要。



### ②適切な養育が提供されなかったこと等により、受けた傷を回復する心理的ケア等

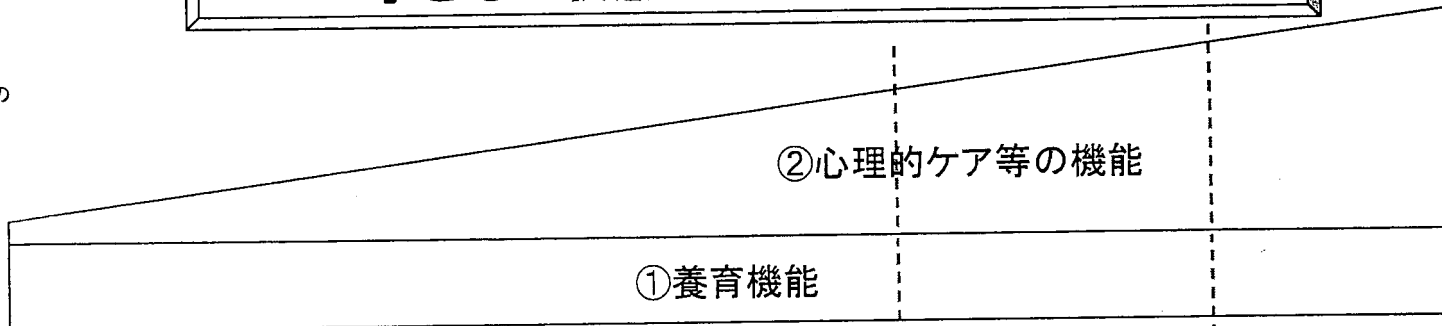
- ・様々な背景の下で、適切な養育が受けられなかったこと等により子どもが心身に受けたダメージを癒す機能や、障害等による様々な課題に対して必要な専門的ケアを行う機能。
- ・近年の虐待等の増加によりこのようなニーズへの対応は、ますます必要性が増加している。

- ①と②の機能は、密接に関連することから、①を基本としつつ、②を個々の子どもの状況に応じて適切に組み合わせながら、一体的に提供する必要がある。
- その提供に当たっては、子どもの状況に応じた専門性が必要となる。

# 子どもの状態と支援体制のイメージ

<参考>

心理的ケア等の  
ニーズの多さ



子どもの状態

親子分離に伴う不安等  
個々の子どもの状態に配  
慮しながら、生活支援・自  
立支援の提供を基本とし  
た対応が必要な子ども

精神的不安等が落ち着くまでの  
一定期間心理的なケア等が必要  
な子ども  
被虐待や障害等により、一定の  
心理的なケア等が必要な子ども

発達障害や被虐待、情緒機  
能の障害、非行等の行動化  
が著しい等、高度な治療的・  
専門的な対応が必要な子ども

支援体制

- ・家庭的な形態(里親又は小規模なグループ形態)の住居・施設で生活。
- ・必要に応じ、心理的ケア等のスタッフを有する施設から支援を受ける。

- ・一定の専門的なケアを受けることができる施設で生活。
- ・施設において可能な限り、小規模な単位でのケアを受ける。
- ・必要に応じ、より治療的な機能を持つ施設から支援を受ける。
- ・一定程度落ち着き、心理的ケア等のニーズが減じられた場合は、左記の里親等のもとで生活し、支援を受ける。

- ・専門施設において心理療法等の高度な治療的・専門的ケアを集中的に受ける。
- ・状態が落ち着いたら、左記の施設や里親等のもとで生活し、支援を受ける。



# 現行の社会的養護体制の充実に向けた具体的な施策

## ○ 社会的養護の質の向上に向けた具体的施策

### ① 家庭的養護の拡充

里親委託の推進、小規模グループ形態の住居・施設の検討、施設におけるケア単位の小規模化・地域化をさらに推進

### ② 地域資源の役割分担と機能強化及び地域ネットワークの拡充

地域全体で子どもの養育を支える地域ネットワークを拡充

### ③ 施設機能の見直し

- ・家庭的養護の拡充を進めていく中で、個々の子どもの課題を的確に捉えて子どもに対して最も適切な支援を実施できるような施設体系のあり方の検討
- ・当面の対応として各施設の機能強化の推進

### ④ 年長児童の自立支援

就労や進学への支援など年長児童の自立支援のための取組の拡充

### ⑤ 社会的養護を担う人材の確保と資質の向上

支援の質の向上を図るため、これを担う職員の確保及び専門性の確保のための方策の検討

### ⑥ 科学的根拠に基づくケアの方法論の構築

子どもに必要な支援に関するアセスメント手法や支援の実践方法の確立のための研究助成のあり方について検討

## ○ 児童の権利擁護の強化とケアの質の確保に向けた具体的施策

施設内虐待の防止等を図るため、子どもの権利擁護とケアの質の確保を図る仕組みの検討

## ○ 社会的養護を必要とする子どもの増加に対応した社会的養護体制の拡充方策

都道府県等において整備目標も含めた整備計画を策定し、これに基づいた計画的な整備を行う仕組みの検討

# 社会的養護の充実に向けた具体的施策①

## 1. 社会的養護の質の向上に向けた具体的施策

### (1) 家庭的養護の拡充

家庭的な環境の下、地域の中でその個別性を確保しながら子どもの養育を行うという観点から、家庭的養護を拡充するため、以下のような取組を進める。

#### 1. 里親制度の拡充

- ・ 里親の数を増やすための取組（普及啓発活動等）
- ・ 里親支援の拡充  
（レスパイト、相談支援、里親手当等の里親に対する支援の拡充）
- ・ 里親と里子のマッチング機能の強化  
（児童相談所の機能強化、児童相談所と民間主体が共同で行うことを可能とする仕組み等）

#### 2. 「里親ファミリーホーム」等の実態を踏まえ、小規模なグループ形態での住居・施設のあり方について制度的な位置づけを含めた検討

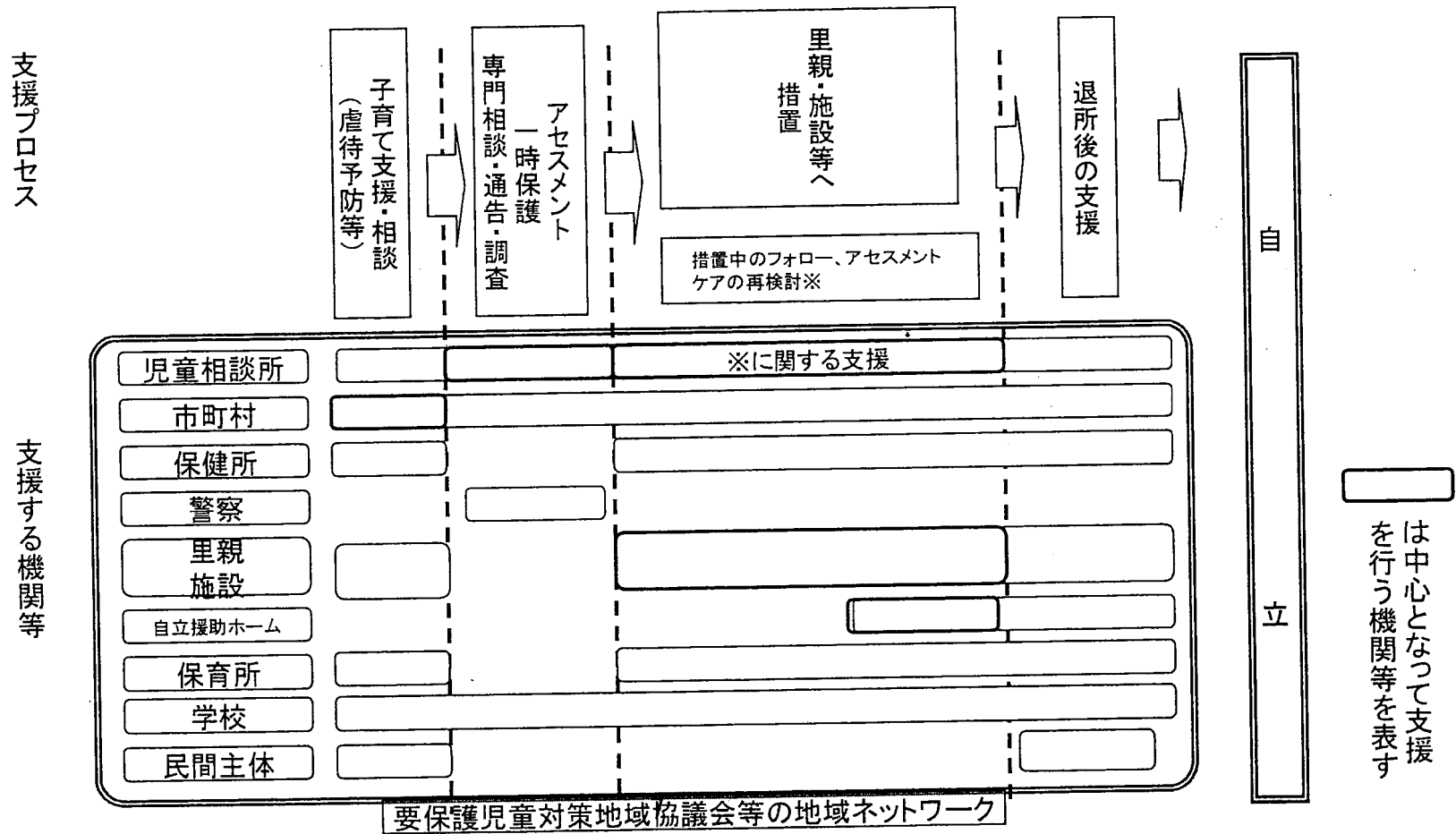
#### 3. 施設におけるケア形態の小規模化の推進

# 社会的養護の充実に向けた具体的施策②

## (2) 地域資源の役割分担と機能強化及び地域ネットワークの拡充

社会的養護を必要とする子どもに対する支援プロセスにおいては、さまざまな機関等が関わりながら子どもの支援を行うものであり、これらの各プロセスにおける関係機関等の役割分担を明確化し、その役割の充実強化を図るとともに、連携・強化を図る必要がある。

社会的養護を必要とする子どもの支援プロセスのイメージ



## 社会的養護の充実に向けた具体的施策③

### (3) 施設機能の見直し

施設体系のあり方について、改めて検討する必要がある。

各施設においては、当面の対応として、以下のような取組を進める必要がある。

#### 1. 児童養護施設、乳児院

家庭的環境でのケアを推進し、多様化・複雑化する子どもの課題に対応するため、ケア単位の小規模化の推進や家族との関係を再構築するための家庭支援の強化等を行う。

#### 2. 情緒障害児短期治療施設

治療的ケアを必要とする子どもを支援する施設として、高度な専門的支援を行うため、入所機能だけでなく、通所・外来機能の充実等を図る。

#### 3. 児童自立支援施設

子どもの特性に応じた教育的・治療的な支援を行うための職員の専門性の向上や、支援方法の研究・確立を行うほか、関係機関との連携等を進める。

#### 4. 母子生活支援施設

様々な課題を抱える母子に対し、その就労支援に加え、その養育機能の回復など、専門的なプログラムに基づく支援を行うことができるような体制整備とそのケアの在り方の確立を図る。

## 社会的養護の充実に向けた具体的施策④

### (4) 年長児童の自立支援

社会的養護の下で育った子どもは、自立して社会へ巣立っていく際、保護者等から支援が受けられないこと等により様々な困難を抱えていることを踏まえ、以下のような方策を検討することが必要である。

1. 施設における自立支援計画の充実、関係機関における連携等により進学支援、就労支援を強化

2. 自立援助ホームのあり方について検討

3. 施設を退所した後の子どもの相談先として、児童養護施設等における「実家機能」の役割の充実

4. 施設等を退所した子どもたち自身が集い、意見交換等を行う取組の推進

5. 子どもの状況を踏まえつつ、里親や児童福祉施設に措置されている子どもが満20才に達するまで措置を延長できる仕組みの活用

## 社会的養護の充実に向けた具体的施策⑤

### (5) 社会的養護を担う人材の確保とその質の向上のための取組

子どもと愛着関係・信頼関係を形成し、自立まで視野に入れたケアを行うことができる人材の確保、その資質のさらなる向上を図るため、以下のような方策が必要である。

1. 施設長、施設職員等の資格要件の明確化
2. 社会的養護に関する専門職や資格のあり方等について検討
3. 都道府県における研修等の体制整備
4. 基幹的な職員の育成及びキャリア形成や適切なOJT等を組織的に行う仕組み

### (6) 科学的根拠に基づくケアの方法論の構築

子どもに必要な支援を行うため、子どもや家庭が抱える課題に関するアセスメント方法やこれに基づく実践方法の確立と普及が必要である。

1. これまで行われてきた研究や効果的な取組の事例収集・評価
2. 継続的に研究を支援する仕組み等の研究助成のあり方の検討

# 社会的養護の充実に向けた具体的施策⑤

## 2. 権利擁護の強化とケアの質の確保に向けた施策

施設内虐待の防止等を図るため、子どもの権利擁護とケアの質の確保を図る仕組みを検討する。

1. 高齢者虐待防止法等他の分野の施策も参考としつつ、制度的な対応を検討

2. ケアの質を確保するため、第三者評価や情報開示、都道府県等における指導監査機能の強化、子どもが意見を表明する機会の確保等の検討

## 社会的養護の充実に向けた具体的施策⑥

### 3. 社会的養護を必要とする子どもの増加に対応した社会的養護体制の拡充方策

現状を踏まえると、今後も社会的養護を必要とする子どもが増加する可能性があることにかんがみ、支援の拡充に早急かつ計画的に取り組む必要がある。

1. 国において基本的な指針を定め、これに基づき、都道府県等において整備目標も含めた社会的養護の提供体制に関する整備計画を策定し、これに基づいた計画的な整備を行う仕組みの検討

※ 都道府県が整備目標を検討するに当たっては、以下のような指標を参考とし、現在の不足数に加え、潜在的な需要も考慮することが必要

・社会的養護の資源が不足しているために、長期にわたって一時保護されている子どもの人数

参考)平成18年度児童関連サービス調査研究等事業報告書「児童虐待防止制度改正後の運用実態の把握・課題整理及び制度のあり方に関する調査研究」(主任研究者:才村純)によれば、虐待を理由に一時保護された子どものうち、児童福祉施設が満床で入所できなかったという理由により一時保護所の入所日数が2か月を超えた子どもが約200人(平成18年4月～11月の8ヶ月間、調査の回答率約7割)となっており、これに基づいて、1年間の人数を推計すると、約400人となる。

・現在策定が進められている一時保護施設等緊急整備計画に基づく今後の一時保護児童数の見通し

・児童人口に占める里親・施設に措置された要保護児童数の他地域の比較

(参考)例えば一つの試算として、平成16年度における児童人口1万人当たりの里親・施設に措置された要保護児童数上位10県の平均27.6人(平成16年社会福祉施設等調査)を全国の児童人口(平成19年)に乗じて全国の要保護児童数を試算すれば、約58,000人(平成17年度の里親・施設に措置された要保護児童数は約40,000人)となる。